

機関名	名張市議会事務局
任命権者	名張市議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
名張市議会事務局における障害者雇用に関する課題	名張市議会事務局においては、職員総数が6人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。また、採用や人事異動による議会事務局への配属については、障害者の有無に関わらず、名張市議会が主として行っていないのが現状である。
目標	
① 採用に関する目標	○障害者の募集・採用を当局が行わずとも、人事異動により、障害者が配属されることを念頭におき、負担なく業務が遂行できる体制整備を行う。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員が配属となった場合、定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、市の総務部等（人事、職員相談担当部署）に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○年3回実施している目標管理制度の面談において、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。